

船橋市小児慢性特定疾病審査会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項の規定に基づき、船橋市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(委員の定数)

第2条 審査会の委員の定数は、4人とする。

附 則

この要綱は、平成26年12月17日から施行する。